



子どもの権利

校長 今福 真和

6月は第1回「ふれあい月間」です。全校でいじめの防止や「人権」「生命」を大切にすることについて考え学んでいきます。国連の「子どもの権利条約」では、世界中の子どもたちが安全な環境で安心して、自分に自信をもって生活ができるために守られるべき権利を定めています。世田谷区でも、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指しています。今回のふれあい月間では「世田谷区子どもの権利条例」について、児童、教職員も一緒に子どもの権利学習を進めていきます。

全世界で共通の「子どもの権利条約」4つの一般原則があります。

- ① いかなる理由でも差別されない
- ② 子どもにとって最もよいことが何かを考えられる
- ③ 命を守られ成長・発達する
- ④ 自由に自分の意見や思いを表明する

教職員や大人にとっても、子どもにも権利があること、尊重される存在であることを再認識するいい機会だと考えます。条例の前文に子どもの意見表明があり、子どもの思いとして「私たちは、意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。」という一文から始まります。学校の生活指導において我々教職員は、子どもたちの言動や振る舞いについて指導する場面があります。その際、まず初めに必ず「子どもたちの話をしっかりと聞くこと」を大事にしようと共通理解を図っています。子どもたちも意見や思いを伝えあいながら「自分を大切に」「友達を大切に」という気持ちを大事にしてほしいと思います。みんなが自分らしく幸せに生きることが目標です。

「世田谷区子どもの権利条例」には他にも「思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利」というものもあります。最近4年生と6年生が国語の学習の中で校長室にインタビューにやってきました。4年生、6年生共にとても礼儀正しく、インタビューされる側が気持ちよく答えられる工夫をしていました。「子どもたちの遊び」に関するご紹介します。6年生からです。

問：私は中休み、昼休み、みんな校庭に出て元気に遊んでいることは、二子玉川小の子どもたちのよいところだと思います。校長先生もよく校庭にいますが、どのように思いますか？

答：子どもたちが元気に遊んでいる姿を見るのが好きです。みんな本当にいい笑顔で、笑い声が聞こえてきて平和を感じます。あなたの言う通り、二子玉川小の子どもたちのとてもよいところです。

4年生の質問は「先生が小学校のときに夢中になっていたこと」で、私の答えは「友達と遊んだこと」です。本当に毎日、学校や放課後に友達と一緒に遊んだことが思い出されます。鬼ごっこやかくれんぼ、サッカーや野球、泥だんごもたくさん作りました。宿題はいつやっていたのか？こちらはなかなか思い出せませんが、そつなく時間を使っていたのかもしれません。最後に「毎日遊んでいたら楽しいですね」と言わされました。きっと多くの大人に見守られ、自分らしく幸せに過ごした小学校時代だったと思います。